

京都大学における男女共同参画

基本理念と基本方針

(平成18年3月22日部局長会議了承)

●基本理念

新たな千年紀の開始を前にした1999年、国会で、男女共同参画社会基本法(The Basic Law for a Gender-Equal Society)が衆参両院とも全会一致で可決成立しました。男女共同参画＝ジェンダー平等(gender equality)の原理に基づいた社会形成をめざすこの基本法は、その前文において、男女共同参画社会の実現は、「21世紀我が国社会を決定する最重要課題」であると明記しています。男女が、性別にかかわらず、意思決定も含めてあらゆる分野に対等に参加・参画する機会が確保され、その結果生み出される成果を対等に分かち合い、責任を共有し合う社会の形成が、今、本格的に求められようとしているのです。

基本法では、その基本理念として

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行の見直し
3. 政策等の立案および決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

をうたっています。

この理念は、具体的にはそれぞれ、性差別的取り扱いの禁止、固定的役割分担意識など男女の性別に中立的でない制度や慣行の見直し、あらゆる分野での意思決定における男女の対等な参画の推進、男女両性の職業生活・家庭生活・地域活動のバランスの確保と男女の協力に基づく家庭運営、さらに国連を中心としたジェンダー平等の国際的取組みとの密接な連携などを意味しています。

男女共同参画＝ジェンダー平等とは、社会的に構築された性別(ジェンダー)に基づくさまざまな偏見・差別を克服し、ひとりひとりの個性と多様性を認め合える社会を目指すものです。そのためにも、生物学的な性差に対する十分な配慮とともに、差別や排除の持つ問題性に常に敏感に対応し、ジェンダーによる固定的な決めつけを理由にした不利益や差別が生じないようにするための措置が何よりも求められます。

こうした男女共同参画＝ジェンダー平等の重要性という観点に立って、日本の大学のおかれた現状をみると、ここにも多くの問題が潜んでいることが理解できると思います。セクシュアルハラスメントやアカデミックハラスメントのような人権問題、研究や就業と家庭生活との両立の困難性、女性教員や重要なポストについている女性の割合の低さ、そして何よりも、こうした構造をささえる古い制度や慣行の存在など、解決すべき課題は山積みです。国際的にみ

ても、男女共同参画＝ジェンダー平等という点で、日本の大学のおかれた状況はきわめて問題を含んだものになっています。

京都大学は、その創設以来、自由な学風と批判的精神に基づく創造性あふれる学知の探求によって国際的にも広く知られてきました。そして今、時代の大きな転換点にあたって、自由な討論と多様性に開かれた学風をより発展深化させ、創造的かつ人類の幸福に資する学問の発展を図るためにも、男女共同参画＝ジェンダー平等に基づいた大学を構築していく必要があります。以上のような観点に立って、私たちは、以下のような基本方針を確認し、京都大学における男女共同参画の一層の推進を目指したいと思います。

●基本方針

1. 男女共同参画の視点に立った教育・研究および就業の確立
2. 教育・研究および就業と家庭生活との両立支援
3. 男女共同参画に資する教育・学習・研究の充実
4. 性差別への敏感な対応と迅速な解決
5. 教職員・学生への啓発活動の推進
6. 国・地方自治体、企業や市民セクターとの連携
7. 国際的な連携の促進

ともに男女共同参画を推進しましょう

男女共同参画は、性別による差別や排除のない社会の構築という、国際社会が共同で取り組んできた重要な課題です。

我が国においても、男女共同参画社会基本法を制定し、これに基づく基本計画を策定して、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指した取組みが進められています。

大学は次世代の教育、知の生産と伝達、社会的文化的価値の創造という重要な役割を担う機関であるとともに、多くの多様な人材を雇用・育成する組織です。男女共同参画社会実現への努力の中で大学が担うべき役割と責任への期待は大きいといえましょう。

また同時に、男女が性別を超えてお互いの知識や経験を交流することは、大学という教育研究の場における知的創造や活力にとっても大きな意義を持っています。

女性研究者への支援事業についてのお問い合わせは

●京都大学女性研究者支援センター

Tel:075-753-2437 E-mail:w-shien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

ホームページ <http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/consulting/>

本アクション・プラン全体についてのお問い合わせは

●京都大学男女共同参画推進室(事務室)

Tel:075-753-2234 E-mail:action@adm.kyoto-u.ac.jp

京都大学では平成17年以来学内で論議を重ね、大学としての基本理念・基本方針を定め、モデル事業として「女性研究者支援センター」を設置して様々な支援事業を実施するとともに、男女共同参画に関わる制度の拡充に努めてきました。同20年には全学的な男女共同参画を図るべく男女共同参画推進室も設置されました。

今後5年間を見据えた今回のアクション・プランは、これまでの京都大学の男女共同参画の施策を体系的にまとめ、具体化したものです。京都大学で学び、研究し、働く皆さんとともに、このアクション・プランに基づいて、本学における男女共同参画を推進したいと思います。皆さんのご協力・ご支援を期待しています。



京都大学副学長・理事(男女共同参画担当)

大西 珠枝



発行：京都大学男女共同参画推進室

京都大学 Kyoto University Action Plans for Promoting Gender Equality

男女共同参画推進

アクション・プラン

「京都大学男女共同参画推進アクション・プラン」の決定に当たって

このたび、「京都大学における男女共同参画の基本理念と基本方針」に基づき、男女共同参画の一層の推進に向けて、「京都大学男女共同参画推進アクション・プラン」を決定しました。

本アクション・プランは、「多様性こそが今後の教育・研究の活力の源泉であるとの信念の下、男女共同参画を推進し、女性教職員や女子学生を含めた多様な人材がいきいきと活躍できる環境を構築する」ことを目指し、

- 大学の意志決定組織での女性比率を高めるよう努めること
 - 教員・研究員の採用・昇任の際に、女性であることのみを理由とした不利益な評価がなされないよう確認していくこと
 - 本学が全国に先駆けて実施している病児保育制度や待機乳児保育制度、実験研究補助者制度などの支援事業を継続し、男女ともに教育研究と家庭生活が両立できるような環境整備をしていくこと
- などを掲げています。

本プランの理念

京都大学は、「高い倫理性に支えられた『自由の学風』」を標榜しつつ、学問の源流を支える研究を重視するとともに、先端的・独創的な研究を推進して、世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、社会の各分野において指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材を育成する」ことをその将来像としている。基礎的研究の充実をさらに図り、先端的・独創的な研究を進展させ、指導的な立場に立つ人材を育成していくためには、年齢・性別・国籍の違いを超えて、異なる知識や経験・背景をもつ多様な人材が集い、常に新たな視点が提起され、その質が高められるような環境が不可欠である。

多様性こそが今後の教育・研究の活力の源泉であるとの信念の下、男女共同参画を推進し、女性教職員や女子学生を含めた多様な人材がいきいきと活躍できる環境を構築するため、本アクション・プランを策定し、実行するものとする。

平成21年度からの5年間、本アクション・プランに沿って、女性が存分に能力を発揮できる大学となるよう、さらに努力していきます。

近年本学の女性教員、大学院博士課程に在籍する女子学生は徐々に増えていますが、さらに女性研究者数を増やすためには、意欲ある、研究に高い志をもった女性研究者の方々にたくさん応募していただく必要があります。

京都大学では、女性研究者の優れた研究成果を顕彰して意欲を高め、また、種々の支援策を実施し、将来を担う優れた女性研究者を育成していきます。研究者の採用に当たっては、公正な評価に基づき採用します。

本アクション・プランの決定に当たり、改めて、全国の意欲・能力にあふれた女性研究者の方々に対して、積極的に京都大学に応募していただくよう広く呼びかけます。

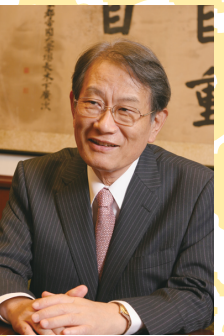
これまでの取組

京都大学では、これまで「京都大学における男女共同参画の基本理念・基本方針」(平成18年3月)に基づき、男女共同参画を推進してきた。17年10月に設置された男女共同参画企画推進委員会では、19年10月に「京都大学男女共同参画推進アクション・プラン」に向けて(提言)」を公表し、アクション・プランに盛り込むべき内容を取りまとめた。また、男女共同参画企画推進委員会の後継組織として20年1月に設置された男女共同参画推進室では、同年3月に「男女共同参画の推進に向けて―第1期中期計画期間中の事業―」を提示している。

一方、18年9月には、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」に採択されたことを契機として「京都大学女性研究者支援センター」が設立された。同センターは女性研究者の育成に努め、本学におけるよりよい教育研究・就労環境を提供するための種々の支援事業を展開してきている。

制度面では、子の小学校3学年の終期まで、育児短時間勤務や育児部分休業・早出遅出勤を可能にしたり、男性教職員を対象に、配偶者の出産に伴う特別休暇や配偶者の産前産後休暇中に子の養育のための特別休暇を取得できるようにする等、育児支援制度の充実を図ってきた。また、21年4月からは、職員の一日の勤務時間が15分短縮されることとなっている。

以上の本プランの理念及びこれまでの取組を踏まえ、京都大学における男女共同参画の一層の実現を図るため、平成21年度からの5年間について、本アクション・プランを推進する。



京都大学総長

松本 紘

京都大学男女共同参画推進アクション・プラン

平成21年3月10日

1 男女共同参画の視点に立った教育・研究および就業の確立

●主に教職員対象

- ①役員、部局執行部、全学委員会等の大学の意志決定組織におけるジェンダー・バランスに配慮し、女性比率を高めるよう努める。【本部、各部局】
- ②各部局は、教員・研究員の採用・昇任の際に、女性であることのみを理由とした不利益な評価がなされていないかどうかについて、確認を行う。【各部局】
- ③職員の採用・昇任については、優れた能力・技術等を有する有為な人材を選考する中で、積極的に女性職員の採用・昇任を進める。幹部職員は、女性職員の昇任に配慮し、積極的に登用面接の受験を勧めるとともに、育成に努める。10年後(2019年)までに、女性比率を少なくとも専門職員25%、専門員15%、課長・事務長以上10%とすることを目指す。【総務部】
- ④女性職員の昇任促進を目指して、職

員間のメンター制度を設け、研修会を開催する。【総務部】

●主に学生・次世代研究者対象

- ⑤京都大学優秀女性研究者賞(たちばな賞)による若手女性研究者の顕彰など、その育成に資する取組を継続する。【研究推進部、女性研究者支援センター】
 - ⑥女性研究者・女子学生への教育研究支援制度を拡充・周知する。【研究推進部、女性研究者支援センター、学生部】
 - ⑦女性研究者による次世代女性研究者へのメンター制度や交流を推進する。【女性研究者支援センター】
 - ⑧女子学生・女子留学生が入居できる寮を充実する。【学生部、学生センター】
- ### ●施設・環境の改善と整備
- ⑨女子トイレ、洗面所、休憩室等の施設・設備の設置・改善や、夜間照明設備の整備を図る。【施設環境部、各部局】
 - ⑩学内の夜間巡回警備を強化する。【契約・資産事務センター、各部局】

2 教育・研究および就業と家庭生活の両立支援

●主に教職員対象

- ①病児保育制度、待機乳児保育制度および児童送迎制度を継続して実施する。【総務部、女性研究者支援センター、医学部附属病院】
- ②実験研究補助者制度を継続し、拡充する。【女性研究者支援センター】
- ③次世代育成支援対策推進法に基づき、次期「次世代育成支援対策にかかる京都大学における行動計画」を策定し、推進する。【総務部、各部局、男女共同参画推進室】
- ④男女ともに育児・介護休業や短時間勤務制度を取得しやすい環境整備

を行う。【総務部、各部局】

- ⑤職員の適切な勤務時間管理により、超過勤務を縮減する。【総務部】
- ⑥ＩＣＴ等を活用し、休業中の教職員に対する情報提供体制を整備する。【総務部、情報環境部】
- ⑦性差に配慮した健診等の充実による健康管理を行う。【環境安全衛生部、保健管理センター】

●主に学生対象

- ⑧学生に対して育児・介護支援の情報を周知し、窓口での相談体制を充実する。【女性研究者支援センター、学生センター】

3 男女共同参画に資する教育・学習・研究の充実

- ①ジェンダー関連科目の開講状況を学生および部局に周知する。【教育推進部、女性研究者支援センター】
- ②学内外のジェンダー研究者のネットワークを構築し、男女共同参画やジェンダーについての体系的な教育の仕組みを整備するとともに、全学共通教育におけるジェンダー関連科目を充実する。【女性研究者支援センター、各関係部局】
- ③女子学生の卒業後の進路に関する

キャリアガイダンスを充実する。【キャリアサポートセンター】

- ④女性研究者の増加を目指し、女子高校生を対象としたセミナーやフォーラム等を開催する。【女性研究者支援センター】
- ⑤本学のジュニアキャンパス、公開講座等において、ジェンダー関連講座を設ける。【女性研究者支援センター、企画部、教育推進部】

4 ハラスメントに関する啓発活動並びに敏感な対応と迅速な解決

- ①各種ハラスメント対策に関する情報提供を行い、ハラスメントの防止・対策に努める。【人権委員会、法務・人権推進室、総務部、各部局】
- ②ハラスメント問題について安心して相談でき、適切な助言・指導が受けられる体制の充実を図る。【カウ

ンセリングセンター、法務・人権推進室、総務部、各部局】

- ③ハラスメントに対する迅速かつ公正な対応のための制度を整備するとともに、その周知を徹底する。【人権委員会、法務・人権推進室、総務部、各部局】

5 教職員・学生への啓発活動の推進

- ①教職員に対する育児・介護支援のための休業・休暇制度等の広報を充実する。【総務部、女性研究者支援センター】
- ②教職員の育児・介護制度の利用状況を調査し、部局別に公表する。【総務部】
- ③幹部教職員を対象とした育児・介護支援制度の利用促進のための研修会等を実施する。【総務部】

- ④男女共同参画についてのセミナーやシンポジウム等を開催する。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】
- ⑤本学の男女共同参画推進のための取組について報告書を発行し、啓発活動に資するとともに、学外に対しても本学の取組を公表する。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】

6 国・地方自治体、企業や市民セクターとの連携

- ①国、京都府、京都市の男女共同参画担当部局と連携し、情報交換に努める。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】
- ②企業、ＮＰＯ・ＮＧＯ等の組織の取組と連携し、情報交換に努める。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】

7 国際的および国内における連携の促進

- ①女性研究者支援事業を推進している全国の大学・研究機関との連携のもとに、情報交換に努める。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】
- ②男女共同参画を推進する大学間の交流を、シンポジウムの開催などを通じて国際的に推進する。【男女共同参画推進室、女性研究者支援センター】

8 男女共同参画推進体制の整備

- ①本アクション・プランを計画的に実施していくために、年度毎に重点的に取り組むテーマを設定して推進する。21年度は、教職員・学生への啓発活動の推進(5. 関連)を重点テーマとし、以後は前年度の進捗状況を考慮して設定する。【男女共同参画推進室】
- ②女性研究者支援センターは、男女共同参画推進室と密に連携をとり、これまで実施してきた事業を可能な限り継続していく。【女性研究者支援センター、男女共同参画推進室】
- ③男女共同参画推進室は、各担当部署が提言の実現に取り組むよう、様式を定めて毎年度報告を求め、フォローアップを行う。【男女共同参画推進室】

【 】内は主たる担当部署

